

PIWU 中国

第68号

2019年11月16日発行

郵政産業労働者ユニオン中国

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/

不誠実な会社に 新たな訴訟で喝（勝）

最高裁闘争の現状

郵政労働契約法20条
裁判の第一次訴訟は現在、
東京高裁判決、大阪高裁
判決とともに最高裁第1
小法廷に継続中です。こ
の最高裁の闘いの焦点は、
高裁で認められた手当以
外に賞与等の他の労働条
件についても勝訴をめざ
すものです。



日本郵便の非正規労働者 全体の労働条件の改善を

私たちの闘いは、最高
裁で闘っている労働者だ
けの勝利ではなく、日本
郵政グループで働く非正
規労働者全体の労働条件
を改善する闘いです。

会社は最高裁で敗訴し
ても、当該原告らに対し
て損害賠償を支払うだけ
で処理しようとするおそ
れがあります。そのよう
な姑息な解決を許さず、
非正規労働者全体の労働
条件を改善させるために
は、新たな集団訴訟を提
訴して取り組みを強めて
いく必要があります。

また、日本郵便は第一
次訴訟の進展のなかで、
住居手当など正社員の処
遇を引き下げること

差を縮める対応を行って
きています。これは20
条の立法主旨を裏切る手
法であり、第二次訴訟は
従来の手当どおりに請求
することによって正規労
働者含む郵政労働者全体
の処遇改善を求める意義
を持ちます。

郵政ユニオンは日本郵
便とゆうちょ銀行2社に
「労働契約法20条に基
づき、手当等の支払いを
求める要求書」を188
人の組合員が名前を連ね、
8月20日に提出してき
ました。しかし、会社は
組合の求めた要求項目す
べてに「要求には
応じられない」と
10月15日に回
答してきました。

そこで、より多
数の労働者が原告
として参加する第
二次訴訟を提訴し
て、日本郵便の非
正規労働者全体の
格差是正を勝ち取

今後の予定

- ★11月17日(日)
岡山支部大会
- ★11月24日(日) 9時半～
第4回地本執行委員会(共同事務所)
- ★11月24日(日) 13時～
20条裁判・第二次訴訟決起集会
(東区地域福祉センター)

る。これは個々の非正規
労働者の格差を是正する
訴訟であるとともに、日
本郵便の非正規労働者全
体の格差を是正する労働
運動としての権利闘争に
ほかなりません。

